

2024年 月 日

お客様各位

## 2024年度 高压ガス容器 全国一斉特別回収ご協力のお願い

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、高压ガスの保安確保に当たり格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、高压ガス容器の全国一斉特別回収は、1987年開始以来第38回目を数えるに至りました。

自己責任原則による自主保安の推進を理念とする高压ガス保安法では、高压ガスの製造、販売に携わる事業者は勿論のこと、高压ガスを使用されるお客様を含め高压ガスを取り扱う者にとって、公共の安全を確保する上で、放置容器の撲滅に向け、より一層の自主保安の推進が求められます。

以前より「溶解アセチレン容器をお取扱いの皆様へ」と題し、アセチレン容器の製造から38年経過した容器に『充填しない、販売しない、廃棄する』お願いをしてきました。この真意は2006年3月までに製造された容器にアスベストが使用されており、それを長い年月を経て徐々に廃棄しようという計画でした。

それから18年経過しましたが、未だに廃棄が進んでいない状況です。

その大きな要因は消費事業者へ出荷された容器が販売並びに製造業者へ返却されていないことです。

この特別回収月間に少しでも多くの対象容器の回収にご協力をお願い致します。

**停滞容器、またご使用済み容器は、早期に納入業者にご返却頂きますよう宜しくお願い申し上げます。**

何卒趣旨ご理解の上ご協力賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬 具

# 記

1. 特別回収期間 2024年10月1日 ～ 2024年10月31日

## 2. 対象容器

- (1) 放置容器（路上、河川等公共用地、容器置場他に放置され、管理されていない容器）
- (2) 不明容器（所有者、又は内容物が不明で処分を依頼された容器）
- (3) 停滞容器（ガスの有無にかかわらず各都道府県における「高圧ガス容器適正管理指針」の返却期限を経過した貸借容器）

## 3. 回収

- (1) 放置容器につきましては、地方高圧ガス容器管理委員会、又は下記推進本部・支部にご連絡下さい。
- (2) 不明容器につきましては、高圧ガス販売業者が回収致します。  
但し、依頼者に諸費用のご負担をお願い致します。
- (3) 停滞容器につきましては、お客様に納入している高圧ガス販売業者が回収させていただきます。

### [推進団体]

特別民間法人 高圧ガス保安協会・中央容器管理委員会、一般社団法人 日本産業・医療ガス協会、  
一般社団法人 全国高圧ガス溶材組合連合会、日本ソーダ工業会、日本フルオロカーボン協会、  
日本肥料アンモニア協会

#### [お問合せ] 各ブロックの地方高圧ガス容器管理委員会

1	北海道高圧ガス容器管理委員会	011-596-9166
2	東北高圧ガス容器管理委員会	022-221-5077
3	関東高圧ガス容器管理委員会	03-5296-0860
4	東海高圧ガス容器管理委員会	052-551-8050
5	北陸高圧ガス容器管理委員会	076-425-5300
6	近畿高圧ガス容器管理委員会	06-6251-5179
7	中国高圧ガス容器管理委員会	082-247-5679
8	四国高圧ガス容器管理委員会	087-813-4901
9	九州高圧ガス容器管理委員会	092-715-8870
10	沖縄県高圧ガス容器管理委員会	098-858-9562

[推進本部] 一般社団法人 日本産業・医療ガス協会 電話 03-5425-2255  
一般社団法人 全国高圧ガス溶材組合連合会 電話 03-5296-0430

#### [推進支部]

電話